

第2回加西市環境審議会の委員意見に対する回答

	意 見	回 答
①	太陽光パネルの設置について、山林やため池に設置する場合は自然環境に十分配慮していただきたい。	設置を検討する事業者から、地域脱炭素化促進事業制度に基づく「事業計画書」の提出があった場合、自然環境への配慮に極力務めるよう要望して参ります。
②	産業団地の周辺は出来る限り、樹木を植栽していただきたい。	地区計画では当地区の区画内では５％の緑地を確保する規定がありますので、この規定に基づき指導を行います。
③	行動計画P.6の取組については、より多様な取組がありえることを認識いただきたい。参考に資料を共有します。	頂戴した資料を参考に、地域にとって望ましい再生可能エネルギーの導入を推進して参ります。
④	加西インター産業団地地区については、地元の同意を第一優先としていただきたい。	地元住民の意見を反映させた土地利用計画の策定に努めます。また、進出企業につきましても地元説明会を実施し地域住民への配慮を優先するよう指導を行います。
⑤	ため池の促進区域について、一定の雨水調整機能を有していると思いますが、水害時（ため池水位上昇）の影響は考慮されているか。 また、全国的にため池提体の老朽化も顕在化しているが、その点考慮しているか。 一定の構造的要件や水害影響の考慮・基準のようなものが必要ではないか。	水害時の影響については、地域脱炭素化促進事業制度に基づく「事業計画」を市において認定する際、ため池管理者と水位調整などについて協議するよう要望します。 また、構造的要件について、ため池サポートセンター（土地改良事業団体連合会）が行うため池定期点検において「要早期改修」として位置づけられているため池を促進区域より除外します。（五郎池・上瀬池・満久谷池）
⑥	土地（敷地内を含む）に設置の場合、道路に隣接する面はパネルの架台（アングル等）が見えないように目隠し用の低い樹木や板版の設置が望ましい。県内外からは自然豊かなところとされている地域の一つであるので、観光をはじめ地域の景観に配慮してほしい。	設置を検討する事業者から、地域脱炭素化促進事業制度に基づく「事業計画書」の提出があった場合、景観への配慮に極力務めるよう要望して参ります。